

課税層における特例減額措置について

(施設を利用した場合の食費・居住費の負担の軽減)

利用者負担第4段階(負担限度額認定非該当)は、食費・居住費の減額対象となりません。しかし、高齢夫婦世帯等で、世帯員の一人が施設入所したことにより、在宅で生活される世帯員が生計困難となる場合には、食費・居住費を利用者負担第3段階②に認定することができます。軽減を受けるためには津幡町に申請し、認定証の交付を受ける必要があります。なお、認定証の有効期限は申請月初日から毎年7月末までとなり、継続する場合は更新申請が必要です。

○ 対象となる施設サービス

介護保険施設

特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院

地域密着型特別養護老人ホーム

*ショートステイ(短期入所)は対象外です。

○ 対象要件(全ての要件を満たす場合に対象となります)

- ① 同一世帯の世帯員が2人以上であること
 - * 配偶者の世帯が異なる(世帯分離している)場合は、配偶者も世帯員として含む
 - * 施設入所により世帯が分かれた場合も、同一世帯とみなす
- ② 上記対象施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること
- ③ 世帯の年間収入(公的年金等の収入額+年金以外の合計所得金額)から、施設の年間利用者負担見込額を引いた残りの金額が80万円以下となること
 - * 施設の年間利用者負担見込額=(施設サービス費の自己負担額+食費+居住費/月)×12か月
 - * 高額介護サービス費の支給が見込まれる場合は、その分を控除した額で計算
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

○ 措置の内容

世帯の年間収入から、施設の年間利用者負担見込額を引いた残りの金額が80万円以上となるように、食費もしくは居住費またはその両方について利用者負担第3段階②の負担限度額が適用されます。

| 3-② | 居住費 | | | | 食費 |
|-----|------------------|------|---------|-----------------|--------------------|
| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型 個室的多床室 | |
| 日額 | 1,370円 (820円) | 430円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,360円 【1,300円】 |

○ 申請に必要な書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書(課税層に対する特例減額措置用)
- ② 資産等申告書
 - * 利用者及び世帯員全員の収入について確認します。
世帯全員の所得証明書・源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書等の収入を証する書類
 - * 利用者及び世帯全員の預貯金等について確認します。
詳しくは裏面をご覧ください
- ③ 施設入所における施設利用料・食費・居住費が記載された契約書の写し

○ 預貯金等の範囲及び確認書類

| 対象となるもの | 確認書類 |
|--|--|
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し(インターネットバンクの場合は口座残高ページの写し) ①金融機関・支店・名義・口座番号のわかるページの写し ②申請日より2か月以内に記帳した口座残高のわかるページの写し ※原本を確認させていただく場合もあります。 |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金） | 自己申告（必要な書類はありません） |
| 負債（借入金・住宅ローンなど） | 借用証書など |

* 預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

○ その他

- * 申請後、対象となる方には「負担限度額認定証」を交付します。交付された認定証は後日施設へ提出してください。
- * 対象要件に該当しなくなった場合には、認定証の返還が必要です。

【 問合せ先 】 津幡町 健康福祉部 福祉課 介護保険係 ☎076-288-2416